

酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者

技能講習開催のご案内

京都労働局長登録教習機関 第1号

登録有効期間 平成31年3月30日

公益社団法人 京都労働基準協会

労働安全衛生法第14条・労働安全衛生法施行令第6条第21号に基づく「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習」を下記の要領により開催いたしますので、この機会に当該作業主任者の養成を図られますようご案内いたします。

- ◆日時 平成30年9月26日(水)・27日(木)・28日(金)の3日間
- 第1日目(学科) 午前8時55分～午後5時15分
- 第2日目(学科) 午前8時55分～午後4時45分 ※学科講習終了後に修了試験を実施。
- 第3日目(実技) 午前8時55分～午後5時10分 ※実技講習終了後に修了試験を実施(午前・午後)
- ※遅刻・欠講された方は、受講及び修了試験を受けることが出来ません。

◆場所 京都府中小企業会館 (京都市右京区西院東中水町17番地)

- ◆講習科目
- 学科 ・酸素欠乏症等及び救急蘇生に関する知識(3時間)
- ・酸素欠乏等の発生原因及び防止措置に関する知識(4時間)
- ・保護具に関する知識(2時間)・関係法令(2.5時間)
- 実技 ・救急蘇生の方法(2時間)
- ・酸素及び硫化水素の濃度測定の方法(2時間)

◆受講料 16,200円(15,000円+税8%) ※受講申し込み後の受講料は、返却できません。

◆テキスト代 2,160円(新酸素欠乏危険作業主任者テキスト 税込)

◆定員 60名(定員になり次第締切)

◆申込先 公益社団法人 京都労働基準協会 京都南支部

京都市伏見区本材木町668-3 月桂冠酒蔵オフィス9号室 TEL 075-611-8286 FAX 075-611-8400

◆申込方法

※直接申し込みに来ていただく場合⇒申込書の原本・受講料・テキスト代をお持ちください。

尚、留守にする場合もございますので、お電話で確認の上お越しください。

※現金書留で申込みいただく場合⇒申込書の原本・受講料・テキスト代を送付ください。

受講票と領収証を送付させていただきます。(★事前に電話で予約願います。)

◆注意事項 本人確認の書類について

次の①から⑦のいずれかを開講日に必ずご持参ください。

コピーを必ず申込時にご持参又は郵送して下さい。(確認後お返しします。)

①自動車運転免許証 ②パスポート ③各種免許証 ④住民票

⑤健康保険証 ⑥特別永住者証明書又は在留カード⑦公的な身分証明書(氏名、生年月日が記載されたもの)

講習期間中に本人確認できない方は、後日、京都労働基準協会の事務所で本人確認した後に修了証をお渡しします。

以上